

亀山市告示第26号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成29年2月20日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31245
- 3 路線名 下庄4号線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 下庄町字北浦4240番地先
  - (2) 終点 下庄町字宮之谷2594番1地先
- 5 供用開始の期日 平成29年2月20日